

補助対象の考え方

補助対象の上限は、「総事業費 × 1／3」が上限となっていますが、
「経費（支出）として発生するソフト事業【カネ】」によって異なります。

補助対象金額を次の金額で設定した場合の補助金例、ならびに応募申請書
への記載箇所を示します。

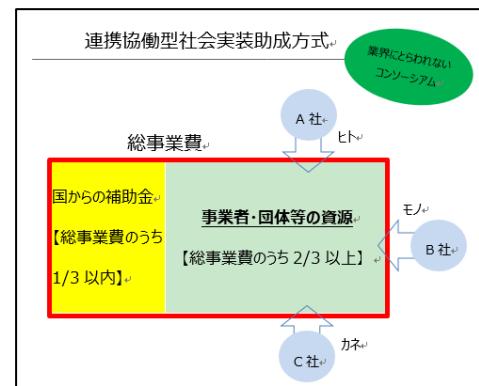
ケース 1. 広域規模事業で補助対象が 8 億円の場合

ケース 2. 広域規模事業で補助対象が 3 億円の場合

ケース 3. 広域規模事業で補助対象が 1 億円の場合

ケース1. 広域規模事業で補助対象が8億円の場合

※補助事業に資するものに限る



応募申請書 別紙2-①、②、③

総事業費 (ヒト・モノ・カネの持ち寄り※)		
①補助金を充当するもの ※経費（支出）として発生するソフト事業【カネ】 8億円	補助金を充当しない・できないもの ②経費（支出）として発生するが補助金を充当できないものの【カネ】 ・機器・設備 (工事費等を含む) ・特許料	③補助金の充当を希望しないもの【ヒト・モノ・カネ】 ・人件費・業務費 ※経費として発生させるものではなく、各事業者の持ち寄り資源を経済価値に換算したもの
・人件費・業務費 別紙2-①に記載	別紙2-②に記載	別紙2-③に記載 1億円

補助金は、「総事業費 × 1/3」を上限として①のみに適用されます。

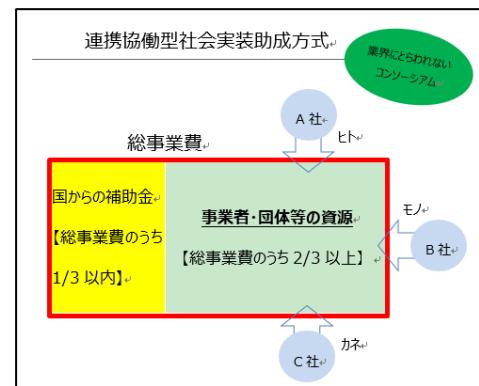
$$\text{補助金の上限は、} 9\text{億円} \times 1/3 \rightarrow 3\text{億円}$$

上記のうち、②、③の**1億円**は補助金を充当する対象外

補助金は、**3億円**

ケース2. 広域規模事業で補助対象が3億円の場合

※補助事業に資するものに限る



応募申請書 別紙2-①、②、③

総事業費	300,000,000円
補助金の上限額	100,000,000円
補助金の算出式	$(1)(2)(3)(4)$ の合計額 × 1/3
補助金の算出額	100,000,000円 × 1/3 = 33,333,333円

総事業費
(ヒト・モノ・カネの持ち寄り※)

9億円

①補助金を充当するもの ※経費（支出）として発生するソフト事業【カネ】 3億円	補助金を充当しない・できないもの ②経費（支出）として発生するが補助金を充当できないものの【カネ】 ・機器・設備（工事費等を含む） ・特許料	③補助金の充当を希望しないものの【ヒト・モノ・カネ】 ・人件費・業務費 ※経費として発生させるものではなく、各事業者の持ち寄り資源を経済価値に換算したもの
別紙2-①に記載	別紙2-②に記載	別紙2-③に記載 6億円

補助金は、「総事業費 × 1/3」を上限として①のみに適用されます。

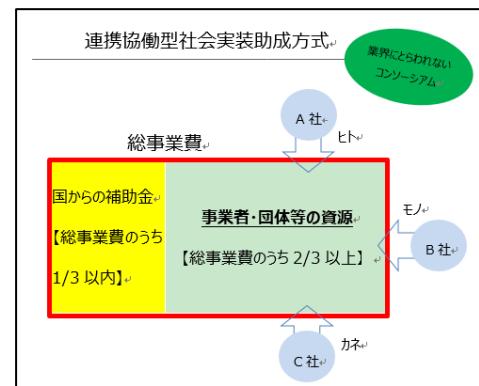
補助金の上限は、**9億円** × 1/3 → **3億円**

上記のうち、②、③の**6億円**は補助金を充当する対象外

補助金は、**3億円**

ケース3. 広域規模事業で補助対象が1億円の場合

※補助事業に資するものに限る



応募申請書 別紙2-①、②、③

項目名	金額(円)	備考
人件費	300,000,000円	別紙2-1.雇用費 別紙2-2.人件費調査基準の根拠
合計	8	

総事業費
(ヒト・モノ・カネの持ち寄り※)

9億円

①補助金を充当するもの ※経費（支出）として発生するソフト事業【カネ】 1億円 ・人件費・業務費	補助金を充当しない・できないもの ②経費（支出）として発生するが補助金を充当できないものの【カネ】 ・機器・設備（工事費等を含む） ・特許料	③補助金の充当を希望しないものの【ヒト・モノ・カネ】 ・人件費・業務費 ※経費として発生させるものではなく、各事業者の持ち寄り資源を経済価値に換算したもの
別紙2-①に記載	別紙2-②に記載	8億円 別紙2-③に記載

補助金は、「総事業費 × 1/3」を上限として①のみに適用されます。

補助金の上限は、**9億円** × 1/3 → **3億円**

上記のうち、②、③の**8億円**は補助金を充当する対象外

補助金は、**1億円**